別紙６　戸籍情報システムと関連事務の処理概要

(目次)

1　はじめに

2　記載事務

3　証明事務

4　人口動態調査事務

第6　戸籍情報システムと関連事務の処理概要

1　はじめに

　戸籍関連事務は、記載事務、証明事務及び人口動態調査事務とに大別され、市区町村の所管事務の大半を占める記載、転記及び照合･点検作業からなっている。

　これらのシステム化は、事務処理の省力化、効率化及び正確性がより一層促進されることにあり、また、市区町村の長年の強い要望でもあることから、戸籍事務と合わせてパッケージ化(以下、戸籍情報システムと区別するために関連事務システムという。)を図ることとした。

　ただし、関連事務システム各々の採用の有無については、各自治体のそれぞれの事情に基づく判断に委ねられることとなる。

　ところで、関連事務システムにとって、リアルタイムに戸籍情報システムとの連動、リンケージが大きなメリットになるが、戸籍情報システム本体に直接影響なく、開発、運用されることが前提条件となる。将来、関連事務システムの追加･修正があった場合に、戸籍情報システムが無修正であることを担保とすることにある。

　そこで、第２章の「機能・帳票要件｣における｢（１）改定前仕様書におけるシステム化の範囲｣で示された事務の中で、記載事務、人口動態調査事務及び証明事務の相続税通知等への連動のタイミングを検討したところ、戸籍情報システムの｢決裁処理｣以降の処理(連動ための｢各種ファイル更新｣等)に、その大半が位置づけられることとなった。

　また、その他の証明事務については、戸籍データベースや戸籍関連ファイル(届書ファイル、個人状態ファイル等)の直接的な活用の必要性から、業務フローに組み込むこととし、一部にデータの追加入力作業により事務処理を補完することになる。

　なお、｢各種ファイル更新｣処理おいて作成･更新されるファイルは、住基法第9条第2項連携データ、戸籍附票連携データ、公選法第30条の13第1項通知、相続税法第58条通知、人口動態連携データ、発送(他市区町村等送付用)等の各ファイルである。

　したがって、これらのファイルを即時的に活用し、主にオンライン処理もしくはバッチ処理にて、引き続き関連事務処理を行うこととする。

2　記載事務

(1) 死産届書

　厚生労働省で作成する基準書の｢人口動態調査事務システム｣において、システム化することとする。

(2) 戸籍附票事務及び住基法第9条第2項関係

　戸籍情報システム及び住民記録システムと連携した戸籍附票システムは、戸籍附票システム標準仕様書により構築される。これらの関連性については、次の｢戸籍･附票･住民記録システムの関連図｣を参照されたい。

｢戸籍･附票･住民記録システムの関連図｣

戸籍情報システム　　　戸籍附票システム　　　　　住民記録システム

戸籍届出

住基法通知

住基届出

附票システム

附　票　D　B

住記システム

戸籍システム

附　票　D　B

住所の情報

連携

住所

異動

附票

連携

戸　籍　D　B

連携

附 票 の
構成情報

住基法第9条第2項データ

　戸籍附票システムでは、戸籍情報システムで作成された戸籍附票連携ファイル、住民記録システムで作成された住所異動ファイル、及び住基法通知により、戸籍附票データベースの異動処理を行う。また、戸籍の異動により在外選挙人若しくは在外投票人の修正が発生する場合は、戸籍附票システムからの連携データに基づき、公選法第30条の13第1項データにより、通知書作成を行うものである。

　なお、戸籍附票の証明様式、住所の履歴、改製の方法等については、戸籍附票システム標準仕様書を参考にされたい。

　一方、住基法第9条第2項関係については、住基法第9条第2項連携データにより、CSを介して住所地に送信される。

3　証明事務

(1) 埋火葬許可証

　戸籍情報システムの｢処分決定｣処理からの展開で、プリント出力を行う。

　なお、｢死胎埋火葬許可証｣については、市区町村の運用に合わせてシステム化を行うこととなる。

(2) 相続税法第58条通知

　相続税法第58条に基づく税務署長への通知は、帳票の出力様式として連名方式または単票方式のいずれかを検討し、選択する。

　オンライン処理の業務メニューの｢関連業務｣処理の帳票系において、58条通知ファイルにより、一括してプリント出力を行う。

4　人口動態調査事務

　市区町村は、厚生労働省の人口動態調査令、及び同令施行細則に基づき調査票及び送付票を作成し当該保健所長に送付しており、その作成に当たっては、国の主要な指定統計として完全性、正確性、迅速性が求められている。

　そこで、戸籍情報システムの｢決裁処理｣後、届書ファイルから作成された｢人口動態ファイル｣を活用し、引き続き、オンライン処理において人口動態調査票等に必要なデータを付加入力することとなる。また、調査票及び送付票は、オンライン･バッチもしくはバッチ処理により作成する。